

衆議院 第二百回国会 外務委員会 農林水産委員会 經濟産業委員会 連合審査会議録 第一号

令和元年十一月七日(木曜日)

午後三時三十二分開議

出席委員

外務委員会

委員長 松本 剛明君

理事 岩屋 毅君 理事 木原 誠二君

理事 鈴木 憲和君 理事 中山 泰秀君

理事 山田 賢司君 理事 下条 みつ君

理事 山内 康一君 理事 竹内 譲君

理事 井野 俊郎君 理事 小野寺五典君

理事 尾身 朝子君 理事 城内 実君

理事 黄川田仁志君 理事 佐藤 明男君

理事 杉田 水脈君 理事 高木 啓君

理事 中曾根康隆君 理事 中山 展宏君

理事 本田 太郎君 理事 小熊 慎司君

理事 岡田 克也君 理事 玄葉光一郎君

理事 森山 浩行君 理事 山川百合子君

理事 早稲田夕季君 理事 岡本 三成君

理事 穀田 恵二君 理事 杉本 和巳君

理事 井上 一徳君

農林水産委員会

委員長 吉野 正芳君

理事 池田 道孝君 理事 齋藤 健君

理事 武部 新君 理事 谷 公一君

理事 細田 健一君 理事 石川 香織君

理事 近藤 和也君 理事 濱村 進君

理事 泉田 裕彦君 理事 稲田 朋美君

理事 今枝宗一郎君 理事 上杉謙太郎君

理事 金子 俊平君 理事 神谷 昇君

理事 木村 次郎君 理事 小寺 裕雄君

理事 坂本 哲志君 理事 笹川 博義君

理事 高鳥 修一君 理事 永岡 桂子君

理事 西田 昭二君 理事 野中 厚君

理事 福山 守君 理事 古川 康君

理事 宮腰 光寛君 理事 宮路 拓馬君

經濟産業委員会

委員長 富田 茂之君

理事 神山 佐市君 理事 小林 鷹之君

理事 鈴木 淳司君 理事 武藤 容治君

理事 田嶋 要君 理事 山岡 達丸君

理事 鰐淵 洋子君 理事 山岡 達丸君

理事 哇元 将吾君 理事 穴見 陽一君

理事 石川 昭政君 理事 石崎 徹君

理事 岡下 昌平君 理事 門山 宏哲君

理事 神田 裕君 理事 高村 正大君

理事 國場幸之助君 理事 長尾 敬君

理事 福田 達夫君 理事 穂坂 泰君

理事 星野 剛士君 理事 細田 健一君

理事 三原 朝彦君 理事 宮澤 博行君

理事 山下 貴司君 理事 吉川 赳君

理事 和田 義明君 理事 浅野 哲君

理事 落合 貴之君 理事 柿沢 未途君

理事 菅 直人君 理事 斉木 武志君

理事 宮川 伸君 理事 山崎 誠君

理事 笠井 亮君 理事 足立 康史君

理事 大申 博志君

理事 龜井亜紀子君

理事 佐藤 公治君

理事 長谷川嘉一君

理事 石田 祝稔君

理事 和生君

理事 裕君

理事 佐々木隆博君

理事 重徳 和彦君

理事 緑川 貴士君

理事 田村 貴昭君

理事 茂之君

理事 佐市君

大申 博志君 龜井亜紀子君 佐藤 公治君 長谷川嘉一君 石田 祝稔君 和生君 裕君 佐々木隆博君 重徳 和彦君 緑川 貴士君 田村 貴昭君 茂之君 佐市君 淳司君 要君 洋子君 将吾君 昭政君 昌平君 裕君 幸之助君 達夫君 剛士君 朝彦君 貴司君 義明君 貴之君 直人君 伸君 亮君 鷹之君 容治君 達丸君 陽一君 徹君 宏哲君 正大君 敬君 泰君 健一君 博行君 赳君 哲君 未途君 武志君 誠君 康史君 鷹之君 容治君 達丸君 陽一君 徹君 宏哲君 正大君 敬君 泰君 健一君 博行君 赳君 哲君 未途君 武志君 誠君 康史君

政府参考人 (内閣官房PPP等政府対策本部政策調整統括官) 澁谷 和久君

政府参考人 (外務省大臣官房参事官) 御巫 智洋君

政府参考人 (外務省経済局長) 山上 信吾君

政府参考人 (財務省大臣官房参事官) 山名 規雄君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括参事官) 浅川 京子君

政府参考人 (農林水産省大臣官房総括参事官) 光吉 一君

政府参考人 (農林水産省生産局長) 水田 正和君

政府参考人 (農林水産省経営局長) 横山 紳君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房参事官) 春日原大樹君

政府参考人 (經濟産業省通商政策局通商機構部長) 黒田淳一郎君

政府参考人 (外務委員会専門員) 小林 扶次君

政府参考人 (農林水産委員会専門員) 梶原 武君

政府参考人 (經濟産業委員会専門員) 佐野圭以子君

本日の会議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めの件(条約第一号)

デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件(条約第一号)

○松本委員長 これより外務委員会農林水産委員会經濟産業委員会連合審査会を開会いたします。先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

す。日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めの件及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めの件の両件を議題といたします。

両件の趣旨の説明につきましては、これを省略し、お手元に配付の資料をもって説明にかえさせていただきますので、御了承願います。これより質疑を行います。質疑の申出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 共同会派の玄葉光一郎です。昨日、外務大臣に四十分間、日米貿易協定について質問させていただきましたけれども、きょうは連合審査ということで、数分だけいただきたい、農林水産大臣に質問をさせていただきます。二問ずつ二回聞きますので、できれば端端にお答えをいただければ、しかも前向きなですね、そう思います。

冒頭二問は、かなり甚大な被害だったものから、台風十九号関連でお聞かせをいただきたいと思っております。河川改修について、改良復旧という言葉がしばしば使われるようになってきたわけでありまして、よりよいものに改良しながら復旧していく、災害復旧の枠組みでそれを行っていく、これはもう大変いいことだと思っております。これは河川改修に限らず、例えば農業用ハウスにしてもそうでありまして、あるいは圃場とか水利施設などもそうだとおもうに思っています。こういった改良復旧という考え方をぜひ農業関連にも適用してもらいたいということが一つであります。

もう一つは、私、本会議で質問させていただいたときに、農林水産大臣から、台風十五号のとき

の対策をベースにというお答えがあつたんですけれども、結論から申し上げますと、それでは私は足りないとふうに思っております。今回の災害、大変甚大だし、このままいくと、農業から相対リタイアというか、離農者がたくさん出てくるという心配をしています。

特に、例えば、農業用ハウスとか農業用機械とかがやられて、今までだったら十分の三の補助率で、自治体の上乗せして一割ぐらいの農家負担というふうな比較のある自治体ならいいんですけども、今回被災を受けた自治体の中には、大変自治体の財政力が弱いところも多いものですから、やはり国の補助率をしっかりと上げて、農家負担がほとんどなくなるようにしてもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○江藤国務大臣 大変大切な御指摘をいただいたと思っております。

災害復旧は原形復旧がもちろん基本ではありませんけれども、この際、いろいろ見させていいただくと、例えば千葉、茨城あたりは、十九ミリという大変細いパイプの経路のハウス等でできていたり、いろいろな現場がありました。

昨年の西日本豪雨災害においては、愛媛県において、いわゆる原形復旧にとどまらずに、改良復旧、そして面的な再編整備、いわゆる、被災を受けていないミカン園も含めて団地化するような整備も行った実績がございます。

ですから、将来につながるような災害復旧工事になるようなことを目指していきたいというふうな思っております。

それから補助率につきましては、もう御指摘のとおりでございます。十分の三では足りない、確実にそう思っております。財政力の強いところについてはそうかもしれませんが、我々が三割出した分について更に七割交付税措置というルールがありますので、それが重くのしかかるということであれば、この十分の三の部分を上げることが必要だということで、その方向で取りまとめ

をさせていただいたというふうな考えております。

○玄葉委員 御答弁ありがとうございます。それでは、日米貿易交渉関連でありますけれども、これでもできる限りの質問いたします。

一番心配していることの一つは、牛肉のセーフガードでございます。つまりは、牛肉のセーフガードで、TPP11の発動基準量が修正されないまま、いわば米国の関税を発効時に一気に二六%に下げます。米国の枠は枠でつくったのでありますけれども、別途TPP11枠はきちっとあるわけでありまして、このままいくと、米国内以外の牛肉、例えば豪州、カナダ、ニュージーランド、こういったところから牛肉がどっと入ってきたときのセーフガードが事実上きかないというふうな思っています。この点をまずお認めいただけますかという質問です。

もう一つは、さまざま議論があるところでありますけれども、協定の附属書I、附属書は協定と一体不可分ということでありまして、B節の一款の5、米国は将来交渉で農産物に関する特惠的な待遇を追求する、この言葉について。

茂木大臣からは何回か御答弁をいただいているところでありまして、私も、私心配しているのは、TPP12でも確かにこういう言葉はあるのでありますけれども、今回の日米貿易交渉は、次にすぐ交渉が来ます。今までのEPAとかTPP11はそういうわけではなかったもので、そういう意味で、ちょっと今までと同様に扱われないかないな、心配はあるなというふうな思っています。

今後の交渉について、農林水産大臣は、農産物の関税の問題が再び対象になるということは絶対にない、そういう御認識かどうか、お聞かせいただけますか。

○松本委員長 江藤農林水産大臣、申合せの時間を過ぎておりますので、恐れ入りますが、できる限り簡潔に御答弁いただければ幸いです。

○江藤国務大臣 まずSGにつきましては、認めます。おっしゃるとおりだと思います。

それから、もう一つのやつは何でしたか……(発言する者あり)再交渉については、私のこの職責をかけて、我々の国益に反するようなものは決して受け付けるつもりはありません。

○玄葉委員 もう終わりますけれども、端的な御答弁をいただいたと思っております。

後者の方は、私も心配ということで申し上げているわけでございます。絶対に国益に沿わない合意をしないように、またそれを対象にしないようにということを要望して、短い時間でありましたけれども、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○松本委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。本日は、質問の機会をいただきましたので、これから約二十分間質疑をさせていただきます。

私、所属は経済産業委員会の方になりました。本日、質疑では、主に日米貿易協定、とりわけ自動車として自動車部品関係のこれまでの交渉の中心、そして今後の見通しなどについて、これまで各委員会でもやりとりがされてまいりましたけれども、改めて、その整理も含めて、茂木大臣の方にお伺いをさせていただければというふうに思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

自動車産業、言うまでもなく、日本の基幹産業であります。そして、今回の貿易交渉の現時点で、合意内容、これまでの質疑の内容を踏まえて、業界の方々の声を聞けば、大きく三つのことをおっしゃっていただきました。

一つは、追加関税がされないという旨で合意されているようなので安心しましたというのがある。二つ目は、今後、関税撤廃に向けて交渉がされるようですね、それも安心しました。最後、三つ目、ただ、その交渉がいつ行われるのか、そして結論はどのまで期待できるのか、そこについてはよくわからないので、できればはっきりさせてほしい、こういうことを言われております。

きょうは、この観点から、これまでの質疑内容での大臣の発言も踏まえて、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の質問なんですけれども、日米貿易協定に関する交渉、現状については、これまで大臣は日米双方ウイン・ウインの結論であるというふうな旨の発言をされておりますが、このウイン・ウイン、何をさしてウイン・ウインというふうに表現をされているのか、できる限り具体的に、その表現の理由、根拠を教えてくださいと思っております。

○茂木国務大臣 御説明いたします。

今回の日米貿易協定、まず、合意の結果から申し上げますと、日本の農産品については全て過去の経済連携協定の範囲内でありまして、これまで貿易交渉でも常に焦点となってきた米につきましては、調製品も含めて完全除外、また、林産品、水産品、さらにはTPPワイド関税割当て対象の三十三品目など、全く譲許いたしておりません。

一方、工業品については、日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、早期の関税撤廃、削減が実現いたします。

米国にとっても、TPP11、そして日・EU・EPAが既に発効している中で、他国に劣後した状況を早期に解消したい、こういう強い要望を持っておりまして、我が国の過去の経済連携協定の範囲内で、主要な米国の農産品について、オーストラリアであったりとか他国に劣後している状況が解消されることになったわけでありまして。

そして、自動車についてはありますが、先生の方から三点御指摘いただきましたが、まずは、自動車及び自動車部品については、単なる交渉の継続ではなくて、さらなる交渉による関税撤廃で合意をしております。

さらに、御指摘いただきましたように、米通商拡大法(二三)条の追加関税を発動しないこと、これについても明確に確認をいたしております。自動車業界、更に大きく二つの私は関心があつたと思っておりますが、一つは、USMCA、さ

らには韓国との間の新KORUS、ここでも課された数量規制、これはぜひ回避をしたいということでありまして、今回、数量規制のような管理貿易の措置は求めないことを米側に明確に確認をしております。

そして、最後、もう一つであります、厳しい原産地規則、グローバルサプライチェーンをゆがめるような措置を幅広く排除をした、日本が主張する自由で公正な貿易体制を維持した点でも大きな意義があったと。

この原産地規則の問題も、例えばUSMCAをごらんいただきますと、非常に高い原産地規則がかかる。具体名は申し上げませんが、日本のメーカーによっては、大型のSUVをカナダで例えばつくるといふときに、基幹部品を日本から持っていないといけないわけですね。そうすると、原産地規則にひっかかってしまいます。生産ライン全体を世界的に見直さなくちゃならない、こういう状況は回避をできたんだ、そんなふうにしてあります。

ですから、このような交渉結果につきまして、自動車工業会も、我が国の自動車産業にとつても、日本の貿易を安定的に発展させるものと評価をしてもらっている、また、農家の皆さんにとつても、J-A全中の談話にもありますように、生産現場は安心できる、そのように評価してもらえ内容になっている。

このような観点から、日米双方にとつてウィン・ウィンな結果になったと考えております。

○浅野委員 ちよつと時間も限られておりますので、できるだけ簡潔な答弁をお願いします。

今大臣がおっしゃった中で、二点、非常に関心が高いのは、さらなる交渉による関税撤廃というところが一つ目、もう一つは、二百三十二条の適用、発動はないというところで合意をしたというところですね。この二点について、少し深掘り、質問させていただきたいと思っております。

これまで予算委員会を始めとする各委員会の中で、この二百三十二条の発動はしないという首脳

問そして閣僚間の合意というのがたびたび答弁されてまいりましたが、この発言を担保するような物的証拠、言いかえれば議事録になりますけれども、会見記録、その記録といたつたものはまだ提出されておられません、これについては提出できない理由が何かあるのでしょうか。これは事務方でも構いませんので、答弁をよろしくお願いいたします。

○茂木国務大臣 まず、二二三二条の追加関税は発動されない、これは首脳間の合意事項であります。

一方、先ほど申し上げた数量規制を課さない、これは私とライトハイザー通商代表との間で合意をした内容でありまして、このことについて課さないということについては、五月、八月と二回にわたつて確認をいたしておりますが、最終八月二十三日に確認をした後、このことは対外的に発表しますと米側にもしっかりと了解をとつております。

一方、二二三二条の扱いにつきましては、共同声明におきまして、両国は、協定が誠実な履行がなされる行動はとらない旨が共同声明に明記をされております。そして、この趣旨は、日本の自動車・自動車部品に対して追加関税を課さないということとである、このことは、首脳会談におきまして、安倍総理からトランプ大統領に明確に確認をいたしております。

日本として、協定発効後、この協定を誠実に履行していくということでありまして、追加関税が課されることはないと考えております。同時に、これは同盟関係にあります日米の首脳間のやりとりであります。しっかりと約束でありますので、そのことを日本としてきちんと発表しているということと、このことは明確になっていると思っております。

○浅野委員 その言葉を信じたいというふうに思いますが、やはり重要な、日本の基幹産業に関する重要な取決めでありますから、そういう

たしつかりとした記録というのにはぜひ提示をしていただきたいというふうに思います。

これに関連して、この輸入制限的措置は、今回、五月十七日の大統領布告の中で、百八十日判断を延長されている状況であると。この間に合意がされた場合には発動はしないというようなことなんですけれども、この百八十日が経過した時点で発動しないという判断が仮にされたとしても、今後、二百三十二条の適用がもう金輪際されないというわけでは、言い切れない状況であるというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○澁谷政府参考人 御指摘の大統領令でございますが、五月に出されました。確かに、百八十日後、日本、EU等との協定の交渉について、その進捗状況を報告するようにという大統領の指示が、USTR、ライトハイザー代表に出されたところでございます。

そのことも含めまして、この協定が発効し、協定が誠実に履行されている間は二百三十二条の発動はないということをお首脳同士で確認をしておりますので、そういう心配はないというふうに考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。続いて、二百三十二条の話からちよつと話をかえまして、今後の自動車・同部品の貿易交渉について、少し認識を確認させていただきたいというふうに思います。

まず、貿易協定の五条の一項には「市場アクセスを改善する」という表現がございます。これは附属書I及び附属書IIの規定に従つてという前文がありますけれども、この「市場アクセスを改善する」という言葉の解釈、これまでの答弁を聞いておきますと、附属書I又は附属書IIの規定に従つて改善する、つまり、この附属書に書いてある内容を忠実に実現するというような解釈もできる一方で、附属書に書いてある内容を一つの目標として、そこに見えるだけ近づけていくというように解釈もできる、読める文章になっておりました、政府の見解としてはどちらなのか。附属書の

内容を忠実に実現しなければいけないのか、それとも、それをある種目標として、そこに近づけていく努力をすればよいのか。そのどちらの解釈が政府の見解に近いのか、御答弁を求めたいと思っております。

○茂木国務大臣 これは協定に書いてあるとおりでありまして、この附属書の規定に従つて市場アクセスを改善する。市場アクセスは改善されるわけでありまして、その具体的な改善のやり方が附属書の方に書かれている、こういう構成であります。

○浅野委員 今の答弁であれば、例えば自動車の場合、同部品の場合は、アメリカ、英文で書かれた附属書IIの方に記載がございますが、この英文もこれまで何度もやりとりされておりますので、ここではあえて読み上げませんけれども、関税撤廃に関して更に交渉するというのが日本語訳になります。これは附属書IIの中に記載されているんですが、それは、市場アクセスを改善するための具体的方法の決め方をこの附属書には書いてあるわけですね。ですから、具体的に関税撤廃という方法で市場アクセスを改善するとはここには書いていないわけですね。

ですから、きょう、ここで確認させていただきたいのは、これも何度もやりとりをしましてまいりましたけれども、関税撤廃というものを一つの目標にして日本側は交渉していくわけですが、現時点では、交渉という方法によって関税撤廃を目指すのであつて、関税撤廃そのものが合意されているわけではない、それは両国間の前提にはなっていないという理解でよろしいでしょうか。

○茂木国務大臣 先ほど申し上げたように、附属書には具体的な市場アクセスの改善の仕方というのが書いてあるわけでありまして、そして、米国の附属書には、「フーザー・ネゴシエーションズ・ウィズ・スペクトル・エリミネーションズ・オブ・カスラムズ・デューティーズ」と。エリミネーション、「ウィズ・スペクトル・エリミネーション」ですから、関税撤廃について、関

税の撤廃に関して更に交渉する。ですから、市場改善のやり方というのは関税撤廃であります。関税の削減ではなくて、関税の撤廃であります。

そして、関税の撤廃について、その時期が例えば何年になるかとか、T P P 12の場合は、御案内のとおり、自動車で二十五年、トラックで三十年と、長いスレージングでありましたが、それをできるだけ短縮できるように交渉してまいりたいと思っております。

○浅野委員 関税撤廃というのがやり方だという御答弁がありましたけれども、ぜひそれは絶対に譲らないでいただきたいというのはありますが、これまでのやりとりですと、どうやら日米間の共通認識ではなさそうだと。日本側がそういうマイノリティで交渉に臨むというのにはわかりませんが、これが日米間で本当に合意されているのかということについては、今、エリミネーションという言葉が入っているので日米間の共通認識だということも、趣旨の御説明を受けたと感じたわけですから、本当にそれがそうなのかということについては、少しまだ納得ができません。

ちよつと時間ありませんので、もう一点伺わせていただきたいのは、今後、この交渉がどのタイミングで行われるのかということについても改めて確認をしたいと思います。フアーナーネゴシエーションという言葉が使われていますので、今後行われる交渉、幾つかの交渉の中でこれが交渉されることになりすすけれども、決して、この文章を読むと、今回の交渉において協議をすることというのは担保されていない文章になっておりまして、やはりそこも産業界現場の不安を生んでいるところがあります。

ここに關して、今回の交渉のときにこの関税撤廃については協議をする、そういうことで、理解でよろしかったんでしょうか。改めて確認いたします。

○茂木国務大臣 今後の交渉につきましては、この協定発効後に行われます協議におきまして、さまざまな分野について、どの分野について交渉を行うか、その対象等を含め、米側とまず協議をして、その協議によって決まった内容について交渉が行われると考えておりますが、その中で、本協定に更に協議をする内容として明確に書かれていないこと、これはまさに自動車及び自動車部品の内容、これはまさに自動車及び自動車部品の関税の撤廃でありますので、当然、今後の交渉で、まず、交渉がどのタイミングで始まるか、こういう問題がありますし、どういう範囲でやるかという問題もあります。その中に自動車・自動車部品は入ってくる、このように考えております。

○浅野委員 今回の交渉において協議されるかどうかも含めてこれからの交渉次第だという御答弁だったと思っております。

あと、もう時間が来てしまいましたので、最後に、質問ではないですが、これは意見として申し上げますが、最後におっしゃっていた、今後の協議の中で、自動車として自動車部品、どの部品、どの自動車、どういう関税撤廃、どういう内容が適用になるのか、これについては、今後、業界動向を見きわめながらという発言を以前大臣はされていらつしやいました。

ただ、今、御存じのように、C A S EあるいはM a a Sと呼ばれるような、自動運転、コネクテッドカー、その他カーシェアリングや電動化、いろいろな業界の変革が既に起こっております。経済産業省を始めとして、業界動向、これからの成長分野の検討というのは既に始まっております。業界の現場にも多くの知識が蓄積をされております。

その場になってから考える、あるいはこれから数年かけて考えていくのでは、これは交渉上非常に遅いと言わざるを得ませんので、この自動車産業、日本の基幹産業でありますから、先手先手を打って、政府の中においても戦略的にこれは手を打っていただきたい。

本来はこれは質問もさせていたかったですけれども、最後、時間が来ましたので、これで終わ

らせていただきます。

○松本委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 共同会派の佐々木でございます。連合審査で質問の機会を与えていただきました。感謝を申し上げます。二十五分という限られた時間でありまして、できるだけ簡潔に御答弁をいただければというふうに思っております。

最初に、茂木外務大臣というより、この交渉をずっと担当してこられたわけでありまして、誰よりも一番この経過について詳しいんだというふうに思いますが、まず気になるのは、この交渉の経過でありまして、日米首脳の会談が昨年の九月、そこからスタートをしてもいいんだと思っております。その後わずか一年でここに至っているわけでありまして、先ほどもちよつとお話がありました。この発効後も更に続くわけですね。なぜこの部分だけで協定を発効しなければならなかったのか、なぜこんなに急ぐ必要があったのかということが一つであります。

それともう一つ、これは委員長にもお願いしておきたいと思うんですが、T P P の12のときは百三十三時間四十一分、特別委員会まで設置をして議論をしてきました。それから、C P T P P のときは四十七時間五十分、日豪E P A のときは十六時間十五分、日欧E P A でも十四時間二十五分、だんだんだんだん縮まってきているんですけれども、このときは連合審査もなかったわけでありまして、ぜひしっかりとした議論、情報を共有をすることが何よりもやはりここで議論をする上で必要なのでありますので、そういった意味でも時間をしっかりとっていただきたいということ、これは委員長にお願いをしておきます。

まず、なぜこんなに急いでやらなければならなかったのか。今までの協定に比べてはるかに短い時間で署名に至っているんですが、その点についてお伺いいたします。

(松本委員長退席、吉野委員長着席)

○茂木国務大臣 まず、今回の日米貿易協定に至ります過程で申し上げますと、昨年四月のマーラ・ラゴにおけます日米首脳会談におきまして、私、そして米側がライトハイザー通商代表との間で、日米の貿易、通商問題等について話し合う枠組みをつくらう。当時は、F F R、フリー・フェア・アンド・レシプロカル・トレード、こういう枠組みを始めまして、そして、昨年の九月の二十六日に、共同声明によりまして、この貿易交渉を始める。そして、この段階から二段階で行うということにしておりまして、まずは物品貿易、同時に、早期に成果が得られる分野について協議をする。結果的には、この早期に結果が得られる分野ということでは、日米が先端を行っておりますデジタル貿易のルールづくり、この日米デジタル貿易協定について合意をしたという形であります。

本格的な交渉、ことしの四月から始まっておりますが、八月の二十三日にライトハイザー通商代表と主要項目について意見の一致、リーチコンセンサスといいますが、そこに至りますまで八回にわたって協議を行いました。特に八月二十一日から三日の協議は、三日間にわたって閣僚協議だけでも十一時間という形でありまして、決して拙速な形で行ったわけではないと思っております。

非常に国益と国益がぶつかる難しい交渉でありましたが、結果的にはウイン・ウインな合意をすることができたと考えております。

○佐々木(隆)委員 茂木大臣が当時担当大臣としてそういう交渉をしてきたということには理解をしないわけではありませんが、我々議員はもちろんいまま進んじやっているわけですね。そこが一番問題だと僕は思うんです。情報はやはり共有して進んでいかないと、本当に何が問題なのか、何をどうしなけりやいなのかというところをしっかりと共有することができないと思うんですね。そのところを改めて指摘をしておきたいと思っております。